

令和4年度  
二拠点居住企業誘致マッチング事業  
業務委託仕様書

山 梨 県

## 1 事業の名称

令和4年度二拠点居住企業誘致マッチング事業業務委託

## 2 業務委託期間

令和4年 月 日 ( ) から令和5年3月31日 (金) まで

## 3 事業目的

二拠点居住を強力に推進する本県では、特にテレワークに関心のある大企業やスタートアップをメインターゲットとして企業移転や社員の二拠点居住等(以下、「企業移転等」という。)の実現に向け取り組んでおり、企業を訪問し誘致活動を実施する「二拠点居住推進センター」(以下、「センター」という。)を中心に積極的に取り組んでいるところである。

本業務においては、企業移転等に関する本県の支援情報の発信や本県に関心を有する企業情報の収集などセンターの誘致活動の効果的な支援を行うとともにセミナーや企業向けワーケーションツアーを実施することで本県へのより多くの企業移転等の実現を図ることを目的とする。

## 4 上限額

(1) 21,245,785円とする。(消費税及び地方消費税を含む)

(2) 消費税及び地方消費税は支払時の税率に定めるものとする。

## 5 業務内容

センターの業務を支援し、より多くの企業移転を実現するため、次の業務を行う。

(1) 企業への本県施策等のPR及び本県への移転等の意向の高い企業情報の収集及びアポイントの取得

主に東京圏の企業に対して、企業移転に関する本県の施策情報や本県の魅力等を発信するとともに、移転等に関心が高い企業、本県への移転の可能性がある企業を随時収集・調査し、二拠点居住推進センターの訪問あるいはWEB面談の調整(以下、「アポイント調整」という。)を行うこと。

なお、情報の発信方法及び収集方法については企画提案及び県との協議によるものとし、情報を発信する企業の数や、本県への移転の可能性がある企業、アポイント調整の数については、目標数を定め、実績の確認・分析ができるものとする。

(2) 企業向けオンラインセミナーの開催

本県の企業の関心をより高めるため、企業向けオンラインセミナーを3回以上開催し、各回30社以上の参加を目指すこと。

また、セミナー開催後はアンケートを行うこととして、集計、分析を行うこと。

### (3) 企業向けワーケーションツアーの企画・実施

本県に関心のある企業に対して、3泊4日を基本として合計20社以上が参加する企業向けワーケーションツアーを企画・実施すること。なお、2泊3日で実施する場合など、期間を変更する場合には参加企業数について協議の上調整すること。

実施に当たっては本県の魅力を感じられるものとする。

地域の体験プログラム、地元企業・団体との交流プログラムなど、地域との繋がりや、新たな事業創出のヒントとなるような内容を盛り込むとともに、参加者募集から関係者間との調整を含め一切を実施すること。また、ツアー実施後については、参加企業及び地元企業・団体等にアンケートの実施などフォローアップを行うこと。

1回当たりのツアー参加企業数及び日数は、ツアーの内容や新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえ、協議により決定することとする。

また、食費については原則参加者負担とするとともに、その他参加企業から負担を求める必要がある場合には、事前に県と協議の上で徴収するものとする。

### (4) センターの実施する企業誘致活動の支援

上記(1)から(3)についてセンターと毎月1回以上協議を行いながら実施するとともに、県の実施する二拠点居住関連施策との連携を図りながらセンターの設置目的である企業移転等の実現がより多く図られるよう、(連携)提案した事項も含め委託期間を通じてセンターに対する支援を行うこと。

## 6 計画書、報告書の提出

### (1) 事業計画書作成

委託契約締結後、速やかに次の内容の事業計画書を作成し、県に提出すること。

- ア 事業の実施方針
- イ 実施体制
- ウ 企業情報の目標数及び達成手段
- エ 業務スケジュール

### (2) 事業の進捗状況等報告

#### ア 定期報告

毎月10日までに業務報告書を作成し、県に報告すること。

なお、報告内容及びその様式については県と協議の上定めるが、目標の達成状況とその分析、改善について記載すること。

#### イ その他事項の報告

県は、必要に応じ、事業の実施状況について受託者に報告を求めることができる。

### (3) 実績報告書の作成

業務完了後、6（2）アの定期報告に基づいた実績報告書について令和5年3月31日（金）までに書面及び電子データで県に提出すること。

なお、報告内容及びその書式については、県と協議の上決定する。

## 7 成果の帰属及び秘密保持

### （1）成果の帰属

本業務により得られた成果は、県に帰属するものとし、受託者は、県の許可なく当該成果を使用し、又は公表してはならない。

### （2）秘密の保持

ア 本業務に関し、県から受領又は閲覧した資料等を県の了解なく公表又は使用してはならない。

イ 本業務で知り得た県及び企業等の業務上の秘密を保持しなければならない。

ウ 受託業務の遂行に当たり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。また、県が提供する資料等の第三者への提供や目的外使用をしないこと。

### （3）個人情報の保護

ア 本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」、「山梨県個人情報保護条例」その他の個人情報保護法令を遵守しなければならない。

イ 本事業への参加者に係る個人情報の県への提供については、必ず本人の同意を得た上で実施することとし、個人情報を取り扱う際には、別記個人情報取扱注意事項を守ることとする。

## 8 その他

### （1）県は、受託者に対し、事業に関わる全ての経費の挙証書類の提出を求める場合がある。

受託者は、使用経費の内訳、業務に関わる人員の日報など事業に関わる挙証書類を、県の求めに応じて随時提出すること。

### （2）県は、必要に応じ、事業実施状況について乙に対し随時報告を求めることができる。

### （3）本業務の履行に関して行われる問合せについては、原則として受託者が対応すること。

### （4）この仕様書の内容を変更することが本事業のより適切な運営に資すると認められるときは、県と受託者の双方協議の上、変更することができる。

### （5）この仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、県と双方協議の上、決定する。